

受託物品の異状に関する検査等実施要領

1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第45条第1項及び第54条ただし書の規定による市長の指定する検査員（以下「検査員」という。）の確認（以下「検査」という。）に関し、条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 検査員

検査員は、地方卸売市場職員とする。

3 検査対象としない物品

条例第45条第1項の規定による場合、仲卸業者又は売買参加者が他に転売した物品は、検査の対象としない。

4 検査受付時間

条例第45条第1項の規定による異状の検査の場合、青果部及び水産物部ごとに卸売当日の規則第5条に定める販売終了時刻までとし、この時間を経過したものは受け付けないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情であると認めた場合はこの限りでない。

5 条例第45条第1項の規定による異状の検査の実施

(1) 卸売業者は、条例第45条第1項の規定による異状の検査を申請するときは、次のいずれかに該当する場合に速やかに検査員に連絡する。

ア 受託物品の受領後異状を認めた場合で次のいずれかに該当するとき。

(ア) 委託者又はその代理人の了承が得られないとき。

(イ) 委託者又はその代理人から訂正理由が明記された送り状を受け取ることができないとき。

イ 仲卸業者又は売買参加者から卸売をした物品に異状がある旨の連絡があったとき。

(2) 検査員は、検査の依頼があったときは、次に掲げるとおり立会人をおこななければならない。

ア 前号アに該当する場合に条例第45条第1項の規定による検査を行うときは、卸売業者の販売担当者（以下「販売担当者」という。）を立ち合わせなければならない。

イ 前号イに該当する場合に条例第45条第1項の規定による検査を行うときは、販売担当者及び仲卸業者又は売買参加者を立ち合わせなければならない。

(3) 検査の方法は原則として、当市場内の検査員が指定した場所で当該物品により行い、異状について写真を撮るものとする。

(4) 検査員は、検査をしたときは、その結果を異状品検査票（青果部にあつては様式第1号、水産物部にあつては様式第2号）に記録するものとする。この場合において、異状品検査票には、前号の異状について撮った写真を添付するものとする。

6 委託者への通知

規則第58条第2項による受託物品検査証明書（以下「検査証明書」という。）の交付を受けた卸売業者は、条例第50条に規定する売買仕切書に当該検査証明書の写しを添えて、委託者に送付しなければならない。

7 異状品の取扱い等

- (1) 卸売業者は、異状品が発生したときは、委託者との間における責任の分担を協議して、卸売代金の変更、物品の交換等を行なうものとする。
- (2) 卸売業者は、異状品であって、損敗等の程度が著しく、かつ、商品価値が全く認められないと判断された物品について、委託者と協議の上、廃棄処分とすることができる。

8 販売原票への明示

卸売業者は、販売原票に異状品の旨を明示しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

異状品検査票

青果部

検査日時	月 日 時	到着日時	月 日 時	検査員		
品名 銘柄	(kg 入 入)	立会人氏名	卸売業者の販売担当者名	委託者 住所 氏名 生産者 番号	No.	
			仲卸業者又は売買参加者名			
総入荷量	(単位:)	検収の委託を受けた者		荷主連絡	有 予定	
		会社名				
		所 属				
		氏 名				
		連絡先				
損 敗 ・ 内 容 ・ 相 違 等 の 数 量 及 び 内 容	損敗等の状況		等 数 程 内 級 量 度 容	原因	発生	発見
	腐 あ め い た 敗 す め 枯 れ ・ 質 低 下 変 質 傷 凍 器 雨 ぬ れ 等 乱 体 の 品 傷 み 数 量 す れ 、 お さ れ 及 う ち み 割 れ び 数 量 増 不 足 内 等 級 品 (球 数 含) 容 品 違 い 見 本 と の 相 違 そ の 他 ()			病気 () 寒さによるもの 暑さによるもの 製造不良 虫害 () 事故 () 輸送中の取扱不良 送状と現品の相違 選別不良 規格別配列不良 表示等級誤 不 明		出荷前 輸送途中 荷受時 卸保管中 販売後 不 明
				損害分弁償者 卸売業者 運送業者 () その他 ()	処 理 廃 棄 減 額 その他	
備 考						

様式第 2 号

異状品検査票

水産物部

1	検 査 日 時	年 月 日 時 分
2	到 着 日 時	年 月 日 時 分
3	委 託 者 氏 名	
4	品 名	
5	総 出 荷 量	
6	損敗内容相違等の数量程度	
7	原 因	
8	処 理 事 項	
9	卸 売 業 者 名	
10	販 売 担 当 者 名	
11	検収の委託を受けた者	会社名
		所 属
		氏 名
		連絡先
12	仲卸業者又は売買参加者名	
13	検 査 員 名	
14	そ の 他	